

四	三	二	一	○
發行方法の適法	用振等替法	の法律項及び根拠	の法定号稱及び記	平成省令第國債の發行等に關する省令第二百四十四年八月九日より告示する。昭和五十七年太郎五百三

債定特あ争争う札価振の以律社一法会一るた運十財十利
市め別つ入入。[。]格替適下[。]債項律計号法め當四政七付
場る参て札札に以を機用[。]平、第に[。]律のに号法回[。]
特も加、と發によ下競関を振株[。]二関第へ公必[。]庫[。]
別の者財同行[。]争は受替式[。]十す三平債要第昭[。]
參にご務時[。]発価に日け法[。]三る条成のな四和[。]
加よと大にと行格付本る[。]年の法[。]号法第二發財條二[。]
者るに臣行い[。]競し銀もと[。]一[。]律一十行源第十[。]
・發応がわう以争て行のう。第[。]項四のの一[。]二[。]麻生[。]
第行募各れ[。]下入行とと[。]七[。]平並年特確項年[。]
I(限国る、「札わす[。]」十[。]成び法例保及法[。]
非度債入価[。]れ[。]の[。]六十に律にをび律[。]
価額市札格格とる[。]そ規[。]条九特第百[。]大藏[。]
格國を場で競競い入[。]の定[。]第年別百[。]政三[。]

六

イ
發

入価 入価・別債行争非者特国
 札格行札格第参市及入価・別債
 発競 発競Ⅱ加場び札格第参市
 行争額行争非者特国発競I加場

五

ロイ
方募

入価法入
 札格決
 発競定
 行争の

関団財五つ定う額
 する政十いにち面
 るた運七て基、金
 法め営億はづ財額
 律のに八、き政で
 第公必千額発法一
 三債要六面行第兆
 条のな百金し四十
 第発財四額た條億
 一行源十で利第円
 項のの五三付一
 の特確万千國項
 規例保円三債の
 定にを、百に規

込募各当も各
 み限国ての申
 の度債るか込
 応額市。らみ
 募の場その
 額範特のう
 を圃別応ち
 割内參募応
 りに加額募
 当お者を価
 ていご順格
 るてと次の
 。各の割高
 申応りい

發別にご務後格競
 行參よと大に競争
 一加るに臣行争入
 と者發応がわ入札
 い・行募各れ札發
 う第へ限國るの行
 。II以度債入募
 非下額市札入と
 価一を場でのい
 格國定特あ決う。
 競債め別つ定一
 争市る參てを及
 入場も加、しび
 札特の者財た価

七

ハ

ロ イ
払

ハ

ロ

非者特国行争	非者特国入価込	行争	非者特国行争	非者特国
価・別債入価・別債札格	札格第参市発競金	入価・別債	入価・別債	札格第参市
格第参市発競Ⅱ加場	札格第参市発競I加場	札格第参市	札格第参市	札格第参市
競Ⅱ加場	発競I加場行争額	発競II加場	発競I加場	

円九百七十三億八千三百二十八万

九円一兆九百十
一億六千二百五
十五万

でた条特九利第別
百付一會六國項計
十債のに四に規關
億つ定す円いにる
て基法、づ律額き第
面發四金行十額し六

でた条特九利第別
百付一會八國項計
十債のに十債のに
一に規關億つ定す
円いにるて基法額き第
面發四面發四金行十額し六
千國項計七いに八債のに億て基
百に規關七はづ六つ定す千、き
十いにる百額發四て基法三面行
億はづ律十金し四、き第五額た
千額發四万で利二面行十円千付
百金し六、七國二額た條特百債
十で利第別八に万四付一會十つ

十四	十 三 二	十 四 イ 一	十 九 八 發	振 額 最 低 行 争 替 額 入 札 單 面 金 發
初 期 利 子	の 経 利 入 價・別 債 行 争 非 者 特 国 入 價 発 払 過 札 格 第 参 市 及 入 價・別 債 札 格 行 行 込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 價 み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日			
平 成 二 十八 年 十二 月 二十 日 を 支	る 定 り 払 募 年 。 す 算 込 入 ○ る 出 金 決 ・ 期 し 額 定 二 日 た に の パ に 金 加 通 । 払 額 え 知 セ い を 、 を ン 込 第 次 受 ト む 二 の け も 十 算 た の 号 式 者 と に に は す 規 よ 、		額 錢 額 平 す 額 の 振 五 面 以 面 成 る の 記 替 万 金 上 金 二 。 整 載 法 円 額 の 額 十 数 又 の 百 そ 百 八 倍 は 規 円 れ 圓 年 的 の 記 定 に ぞ に 七 金 錄 に つ れ つ 月 領 は よ き の き 二 十 二 に 、 る 百 応 百 二 よ 最 振 一 募 円 日 る 低 替 円 價 八 も 額 口 二 格 十 の 面 座 錢 五 と 金 簿	
				額面金額の総額× $\frac{0.2}{100} \times \frac{32}{365}$

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六 五

払者入払元償償 後第
込 札 場 利 還 還 の 二
期 參 所 金 金 期 利 期
日 加 支 額 限 予 以

平 財 日 額 平 る い 日 每
成 務 本 面 成 利 て を 年
二 大 銀 金 四 子 、 支 六
十 臣 行 額 十 を そ 払 月
八 か 百 八 支 の 期 二
年 ら 円 年 払 日 と 十
七 通 に 六 う 以 し 日
月 知 つ 月 。 前 、 及
二 を き 二 六 各 び
十 受 百 十 月 支 十
二 け 円 日 間 払 二
日 た に 期 月
者 属 に 二
す お 十

規 下 は 払 し 払
額面金額 × 0.2
100 × 1
2
定 、 、 期 た 期
す 次 そ が 金 と
る 号 の 銀 額 し
期 及 翌 行 を 、
日 び 営 休 支 次
に 第 業 業 払 の
つ 十 日 日 う 算
い 六 に に 。 式
て 号 支 当 た に
同 に 払 た だ よ
じ お う る し り
。 い へ と 、 算
て 以 き 支 出